

2020年9月30日

## 内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)の取得について ～社会の期待に応えられる、健全で持続可能な経営を実現する企業を目指して～

株式会社 JTB は、2020 年 9 月 11 日(金)、当社グループの内部通報制度「JTB GROUPCODE HOTLINE<sup>\*1</sup>」が、全国では 77 社目、旅行業で初めて、消費者庁所管の「内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)<sup>\*2</sup>」に登録されたことをお知らせいたします。

当社では、これまで、不正行為又は違法行為等の抑止、早期発見、迅速な是正措置を行うための内部通報制度の強化を行ってきましたが、このたび、制度の実効性・透明性の向上を目的に、内部通報制度認証に登録いたしました。また、制度面での拡充と同時に、社員一人ひとりに求められる考え方や行動の指針を示した「JTB グループ行動規範」の徹底、コンプライアンス意識を持った責任ある行動を通じて、JTB は、引き続き、社会からより一層信頼される企業を目指してまいります。

<sup>\*1</sup> (株)JTB 内部通報制度「JTB GROUPCODE HOTLINE」とは

JTB グループ会社の役員およびその従業員(その家族も含みます)から、法令等(ガイドラインを含む)違反、社内規程違反、ハラスメントに関する通報を受付ける内部通報窓口です。不利益な取扱いの禁止など通報者の保護を担保し、秘密保持を厳守することで通報者が安心して通報できる体制を整備しています。また、通報者の利便性等を考慮し、社内・社外に多言語対応可能な通報窓口を設置し、電話通報は21時まで、システム上では 24 時間 365 日受付しています。

<sup>\*2</sup> 内部通報制度(自己適合宣言登録制度)とは

事業者が自らの内部通報制度を評価して、認証基準(1)に適合している場合、当該事業者からの申請に基づき指定登録機関がその内容を確認した結果を登録し、所定の WCMS(2)マークの使用を許諾する制度です。

(1)「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(平成 28 年 12 月9日消費者庁)に基づく内部通報制度認証基準

(2)WCMS:Whistleblowing Compliance Management System

参考:[https://wcmsmark.secure.force.com/WCMS\\_index#content-2](https://wcmsmark.secure.force.com/WCMS_index#content-2)



■報道関係の方のお問い合わせ先  
JTB 広報室 TEL:03-5796-5833